

平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業
(プロジェクト委託型)に係る
「橋渡し研究機関」の確認申請要領

【受付期間】平成27年6月26日(金)～平成27年7月31日(金) 正午必着

【ご注意】

1. 平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)は、政府予算に基づき、政府からNEDOが委託を受けて実施するため、政府の方針変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等が変更されることがあります。
2. 確認申請書は、持参での受付は致しませんのでご注意ください。

平成27年6月26日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

目 次

<概要編>	頁
I. 件名	1
II. 事業概要	
1. 事業目的	1
2. 事業内容	2
(1) 事業全体の概要	2
(2) 「橋渡し研究機関」の確認申請の仕組みについて	3
① 「橋渡し研究機関」の要件について	
② 「橋渡し研究機関」の要件を満たすエビデンス又は計画の提出について	
③ 「橋渡し研究機関」の確認申請の方法について	
④ 「橋渡し研究機関」の確認結果の公表及び通知について	
⑤ 「橋渡し研究機関」の確認結果の有効期間と状況確認について	
⑥ 「橋渡し研究機関」の要件イ)の取組状況の確認等及び虚偽等への対応について	
(3) 革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）の概要について	
III. 確認申請の手続き等	
1. 提出書類及び提出期限等について	1 3
2. 申請書の受理及び申請書に不備があった場合について	1 4
IV. その他	
1. 提出された書類の取扱いについて	1 5
2. 申請情報の公表について	1 5
3. 個人情報の取扱いについて	1 5
4. 事業に関する相談、問い合わせ先について	1 6
5. 公募説明会について	1 6
<「橋渡し研究機関」の確認申請書作成にあたって>	1 8

確認申請書作成の流れ

① <概要編>で事業を理解いただき、申請内容を検討



② <「橋渡し研究機関」の確認申請書作成にあたって>を読んで書式を理解し、ダウンロードした雛形に記入し確認申請書を作成(別途 WEB サイトで電子媒体を配布)



③ チェックリストに従って提出物をそろえる



④ 提出。締切:平成27年7月31日(金)正午必着(郵送又は特定信書便にて送付)

平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）
に係る「橋渡し研究機関」の確認申請要領

平成27年6月26日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）は、「平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）」（以下、「本事業」という。）を実施します。

本事業には、NEDOが確認した「橋渡し研究機関」の参画を必須とします。今回の確認申請では、本事業の実施にあたり、中小企業及び組合等（以下、「中小企業者等」という。）とともに共同研究等を実施する公的研究機関及び大学が「橋渡し研究機関」としての要件を満たしているか否かについて確認の申請を受け付けるものです。本事業の提案については別公募により募集をしています。

本事業への参加を希望される公的研究機関及び大学は、本申請要領に従い申請ください。

なお、本事業は、政府予算に基づき、政府からNEDOが委託を受けて実施するため、政府の方針変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等が変更されることがあります。

I. 件名

平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）に係る「橋渡し研究機関」の確認申請

II. 事業概要

1. 事業目的

我が国の中小企業者等は、特定の技術分野においては、他国に比して極めて高度な水準を実現していることから、我が国製造業の国際競争力の重要な源泉の一つとなっています。中小企業者等が担っているこうした技術が、大企業の活動にとっても必要不可欠なものとなっており、今後、一層激しさが増すと予想される国際市場において、我が国製造業が引き続き高い競争優位性を確保するとともに、新たな事業の創出を通じて、安定的かつ持続的な経済成長を達成していくためには、国、公的研究機関及び大学、中小企業者等が一体となり、中長期的な視点に立って、技術開発を行うことが不可欠となっています。

そのような技術開発の実現のためには、中小企業者等が、優れた技術シーズを有する公的研究機関及び大学から技術等の移転を受けて実用化に向けた研究開発を実施することや、中小企業者等が保有する技術を公的研究機関及び大学の能力を活用して迅速に実用化に結実させることを通じて、中小企業者等が技術力向上や生産方法等の革新等を図るとともに、

このような連携により技術開発を推進することにより、公的研究機関及び大学の橋渡し機能の強化を図ることが重要です。

そこで、本事業では、我が国において重要な技術開発分野として、「科学技術イノベーション総合戦略2014」（平成26年6月24日閣議決定）に位置付けられている政策課題を解決するための技術開発課題の中から、中小企業者等の創意によって提案される研究開発を支援することとし、その技術を迅速かつ着実に実用化するために、橋渡し機能を有する公的研究機関及び大学の参画を必須とすることにより、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新、公共調達への参画等を実現することを目的とします。

（参 考）科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定）

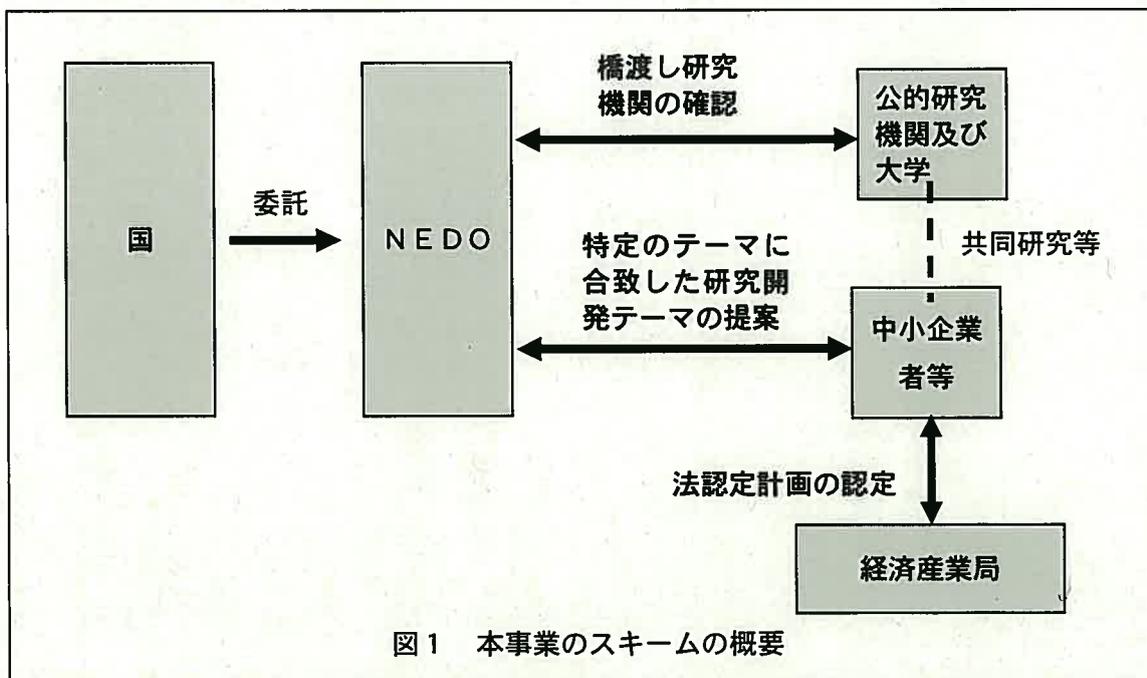
<http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/>

2. 事業内容

(1) 事業全体の概要

本事業は、国が実施する「革新的ものづくり産業創出連携促進事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」の研究開発・試作品開発のうち、国が指定するテーマ（以下、「特定のテーマ」という。）に合致し、実用化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発（本事業の試作品開発は、研究開発が伴うものに限ります。）に対する支援をNEDOが国から委託を受けて行うものです。

NEDOは、中小企業者等に対し研究開発・試作品開発に係るテーマを公募し、審査を経て再委託先を決定し、研究開発・試作品開発を委託します。



本事業の採択にあたっては、最終的に次の3つの要件を満たす必要がありますのでご留意ください。

【要件①】法認定計画の認定

本事業は、前述のとおり、国が実施する「革新的ものづくり産業創出連携促進事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」に基づき、NEDOが国から委託を受けて行うものです。

NEDOへの提案内容については、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下、「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たに法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画（以下、「法認定計画」という。）を基本とした研究開発が要件となります。

【要件②】橋渡し研究機関の確認

本事業は、NEDOが確認した「橋渡し研究機関」の参画を必須とします。中小企業者等とともに共同研究等を実施する公的研究機関及び大学は、NEDOに対して「橋渡し研究機関」の確認申請を行い、確認を受ける必要があります。

【要件③】特定のテーマに合致した研究開発テーマの提案

本事業は、後述します4つの特定のテーマのいずれかに合致し、実用化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発に係るテーマを公募します。提案内容が、要件①の法認定計画に基づく研究開発であり、かつ、4つの特定のテーマの政策課題の解決に資する新規性・革新性の高い実用化開発である必要があります。

この確認申請要領では、上記の要件のうち、【要件②】「橋渡し研究機関」の確認について、以降説明します。

(2) 「橋渡し研究機関」の確認申請の仕組みについて

NEDOは、「橋渡し研究機関」の要件に該当しているのか否かの確認を希望する公的研究機関及び大学からの確認申請を受け付け、要件に該当するか否かを確認します。

要件に該当することが確認された公的研究機関及び大学については、「橋渡し研究機関」としてNEDOのホームページにて公表します。

今年度、NEDOが実施している「平成27年度 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」において「橋渡し研究機関」として既に確認を受けている公的研究機関及び大学については、改めて、本事業に係る「橋渡し研究機関」の確認申請を行う必要はありません。当該確認結果については、別途、公表の予定です。

なお、確認を受けた「橋渡し研究機関」は、共同研究等の相手先として、本事業に参画することができます。(本事業に採択された場合には、採択を受けた中小企業者等と共同研究等の契約を締結してください。)

①「橋渡し研究機関」の要件について

以下のア) 及びイ) の両方を満たす必要があります。

ア) 国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関(以下、「公設試」という。) に該当する日本国内に立地する公的研究機関及び大学であること。

※この事業において、公設試とは、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する公立学校を除く。)及び地方独立行政法人であって、試験研究に関する業務を行うものをいいます。

※大学とは、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学をいいます。

イ) 以下のi)～v)の取組のすべてを既に実施している、あるいは、近い将来(概ね1年以内)に取組を実施する予定であること。

i) 橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけていること。

ii) 職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなどにより、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みを整備していること。

iii) 民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析すること等を通じて産業界のニーズ等を把握し、これを所内の活動内容に反映するための仕組みを整備していること。

iv) 貴組織以外の研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みを整備していること。

v) 受託研究等によって生じる知的財産権の取扱いについての検討体制や契約書のひな形等の規程類を整備していること。

※「橋渡し業務」とは、中小企業者等に当該研究機関が有する技術シーズを移転することでビジネスにつなげることや、中小企業者等が保有する技術を当該研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新等を実現する業務のことをいいます。

②「橋渡し研究機関」の要件を満たすエビデンス又は計画の提出について

「平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)に係る「橋渡し研究機関」の確認申請書」の(添付資料1)「橋渡し研究機関としての活動計画」

により、貴機関の取組状況や導入されている仕組みや今後の計画をご説明いただくとともに、以下のア)～ウ)に従い、(添付資料1)にご記載いただいた実績に関するエビデンスや計画を実行するための貴機関の手続きを示すものをご提出ください。

ア) i)～v)の取組を既に実施している場合

要件i)～v)についての実績が示されているエビデンスを提出してください。

イ) i)～v)の取組を概ね1年以内に実施する場合

要件i)～v)についての計画が実行されるための貴機関内の手続きを示してください。

ウ) 上記ア)とイ)が混在している場合

要件i)～v)についての実績が示されているエビデンス及び計画が実行されるための貴機関内の手続きを示してください。

③「橋渡し研究機関」の確認申請の方法について

「橋渡し研究機関」の確認申請の受付は、本事業の公募と同時期に行います。

確認申請に係る提出書類については、本事業の公募に係る提出書類とは分けて提出してください。(提出書類及び提出期限等については、13頁をご参照ください。)

なお、確認申請は、公的研究機関の全部署を一括していただくこととなりますが、大学においては学部等の単位ごとに確認申請することも可能です。

	6月	7月	8月	9月
本事業に係る 橋渡し研究機関 の確認申請		← 確認申請 →		確認結果 の公表
本事業の公募		← 公募受付 →		委託事業者 の採択決定

図2 橋渡し研究機関の確認申請プロセス

<「橋渡し研究機関」の確認申請期間>

平成27年6月26日(金)～平成27年7月31日(金)正午

<「橋渡し研究機関」の確認結果の公表時期>

平成27年9月末(予定)

④「橋渡し研究機関」の確認結果の公表及び通知について

- ・ 確認結果の公表時期は、平成27年9月末を予定しています。(公表は、委託事業者の採択決定と同時に行う予定です。)

なお、「橋渡し研究機関」として確認された公的研究機関及び大学については、NEDOのホームページにおいて、研究機関の名称を公表します。

- ・ 確認結果については、NEDOから申請者に確認結果の通知書を発出します。「橋渡し研究機関」の要件の該当が確認されなかった申請者についても、その旨通知します。

⑤「橋渡し研究機関」の確認結果の有効期間と状況確認について

- ・ 本事業の公募にあたり、「橋渡し研究機関」として参画できる期間は、確認の日から平成28年3月31日までとします。ただし、①来年度以降に同様の公募を実施する場合、②「橋渡し研究機関」を活用する他の研究開発事業の公募を実施する場合、又は①及び②以外の場合には、当該委託事業に参画している橋渡し研究機関に対し、「橋渡し研究機関」の要件となっている仕組みや取組みの実施に係る進捗状況について、確認をさせていただきます。

⑥ ①「橋渡し研究機関」の要件のイ)の取組状況の確認等及び虚偽等への対応について

- ・ 「橋渡し研究機関」の要件となっている仕組み、取組みの実施状況や計画した仕組み等の構築の進捗状況を、概ね1年後にNEDOが確認します。計画が実施されていない場合、次年度の公募事業等の審査において考慮します。
- ・ 「橋渡し研究機関」の要件への該当確認の申請内容に虚偽等が判明した場合には、NEDOが「橋渡し研究機関」に対して、以下の措置を講じることがあります。
 - ア) 「橋渡し研究機関」としての確認の取り消し、及び取り消しの事実についてNEDOのホームページで公表すること。
 - イ) 採択を受けた後であっても、「橋渡し研究機関」として確認され共同研究等先として参画している委託事業の採択を取り消すこと。
 - ウ) 採択の取り消し原因が虚偽等の申請を行った「橋渡し研究機関」にあることから、当該「橋渡し研究機関」に対して、委託事業に参画している事業者及び全ての共同研究等先の委託費の返還、加算金の納付及び委託費等の申請停止について指示をすること。

(3) 革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）の概要について

1. 事業名称

革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）

2. 事業目的

本事業は、国（中小企業庁）が実施する「革新的ものづくり産業創出連携促進事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」の研究開発・試作品開発のうち、国が指定するテーマ（以下、「特定のテーマ」という。）に合致し、実用化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発に対する支援を、NEDO が国から委託を受けて実施します。

本事業では、特定のテーマについて、中小企業者等が橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けて、ビジネスにつなげることや、中小企業者等が保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新、公共調達等への参画等を実現することを目的とします。

加えて、上述のような取り組みを NEDO が支援することで、橋渡し研究機関が積極的にその機能強化に取り組むことを促進します。

3. 事業概要

(1) 委託対象事業

以下の要件を満たす、実用化につながる可能性の高い研究開発、研究開発を伴う試作品開発を対象とします。

① 法認定計画を基本とした研究開発

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（以下、「法」という。）第 3 条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、平成 26 年 2 月 10 日以降に法第 4 条の認定（法第 5 条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画（以下、「法認定計画」という。）を基本とした研究開発である必要があります。

※1 法に基づく認定を受けていない場合は、主たる研究開発実施場所を管轄する各経済産業局等（連絡先等は別記に記載）に法認定計画の認定申請を行う必要がありますので、できるだけ早めに各経済産業局等にご相談ください。

なお、本事業に提案するための法認定計画申請の締切日は、平成 27 年 7 月 31 日（金）正午（本事業の受付の締切日と同じ）となります。

※2 「認定申請の方法」・「認定を受けた研究開発への支援策」については、以下の URL をご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>

② 「特定のテーマ」に沿った研究開発

「科学技術イノベーション総合戦略 2014」において政策課題に掲げられた以下の4つテーマのいずれかに沿った研究開発で、公共調達等への参画につながる可能性が高い等、政策課題の解決に向けた新規性・革新性の高い実用化開発を対象とします。

テーマ1	クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に資する技術
テーマ2	国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現に資する技術
テーマ3	世界に先駆け次世代インフラの構築の実現に資する技術
テーマ4	産業競争力の源泉としてのICT（情報セキュリティ、ビッグデータ解析、ロボット、制御システム技術等）、ナノテクノロジー（デバイス・センサや新機能材料）、環境技術（地球観測技術や資源循環等）に関する技術

(2) 委託対象事業者

日本国内で事業を営み、本社（活動の拠点）を置き、かつ、日本国内で研究開発を行う以下の①～③に該当する者で、少なくとも①と②の2者以上の構成員を有する共同体を構成する必要があります。

① 法認定を受けた中小企業者等

法第2条第1項に規定する事業者、企業組合、協業組合等をいいます。

なお、みなし大企業については、本事業の中小企業者等としては取扱いません。

詳しい要件等については、「平成27年度革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）公募要領」をご確認ください。

② 橋渡し研究機関

NEDOが確認した「橋渡し研究機関」が1者以上参画していることを必須とします。

上記中小企業者等とともに共同研究等を実施する公的研究機関及び大学は、NEDOに対して「橋渡し研究機関」の確認申請を行い、確認を受ける必要があります。

詳しい要件等については、本確認申請要領の3頁（2）『「橋渡し研究機関」の確認申請の仕組みについて』をご確認ください。

③ その他協力者（橋渡し研究機関を除く）

協力者とは、研究開発を実施する研究者が所属する中小企業・小規模事業者を含む民間企業、組合、公益法人、公設研究機関です。

法第4条に基づく法認定計画（法第5条に基づく変更計画も含む）に含まれる「協力者」（法認定計画に含まれる協力者）については、本事業の共同体の構成員として全て含める必要があります。また、法認定計画外の協力者についても、本事業の共同体の構成員として含めることができます。

ただし、NEDOは、法認定計画に含まれる協力者及び法認定計画外の協力者のうち、研究開発を実施する者に対してのみ委託費を支払います。

※ 共同体の構成員に所属する総括研究代表者（Project Leader）又は副総括研究代表者（Sub Leader）のうち、いずれか1名が、必ず法認定事業者（中小企業者等）に所属している必要があります。（※PLは、研究開発の計画、実施及び成果管理を統括し、SLはPLを補佐し、必要に応じて代理を務める者を指します。）

（3）事業規模等

- ① 委託額 年間1億円以内（下限は1,000万円） NEDO負担率：100%
- ② 委託期間 2年度又は3年度
- ③ 本年度事業規模 平成27年度当初予算 510百万円

（4）その他

平成27年度戦略的基盤技術高度化支援事業（平成27年6月11日受付締切）に採択されますと、当該認定計画での提案はできませんので、ご注意ください。よって、平成27年度戦略的基盤技術高度化支援事業と本事業の両方に提案され、本事業の採択を目指す場合には、平成27年度戦略的基盤技術高度化支援事業の採択を受ける前に同事業の提案を取り下げてください。必要があります。（※平成27年度戦略的基盤技術高度化支援事業（平成27年6月11日受付締切）において採択を受けた場合には、本事業の提案を取り下げてくださいこととなります。）

4. 提案・公募期間

橋渡し研究機関の能力を活用して、「特定のテーマ」に沿った実用化開発を行う中小企業者等からの研究開発・試作品開発に係る提案を、下記の日程で公募します。

また、併せて、橋渡し研究機関に対する要件該当の確認申請の受付を行います。

（1）委託事業の公募

平成27年6月26日（金）～ 平成27年7月31日（金）正午

（2）橋渡し研究機関の確認申請の受付

平成27年6月26日（金）～ 平成27年7月31日（金）正午

5. e-Radへの登録

委託事業への提案については、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提案内容等をご登録いただく必要があります。提案内容の登録方法等、詳細は「平成27年度革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）公募要領」をご確認ください。

また、本事業の総括研究代表者（研究開発計画、実施及び成果管理を総括する者）はe-Radに登録され、ログインID、パスワードを取得しておく必要があります。

e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>

なお、e-Rad への登録に日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

【e-Rad への登録に関するヘルプデスク】

電話番号： 0120-066-877（フリーダイヤル）、03-3455-8920（直通）

受付時間： 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

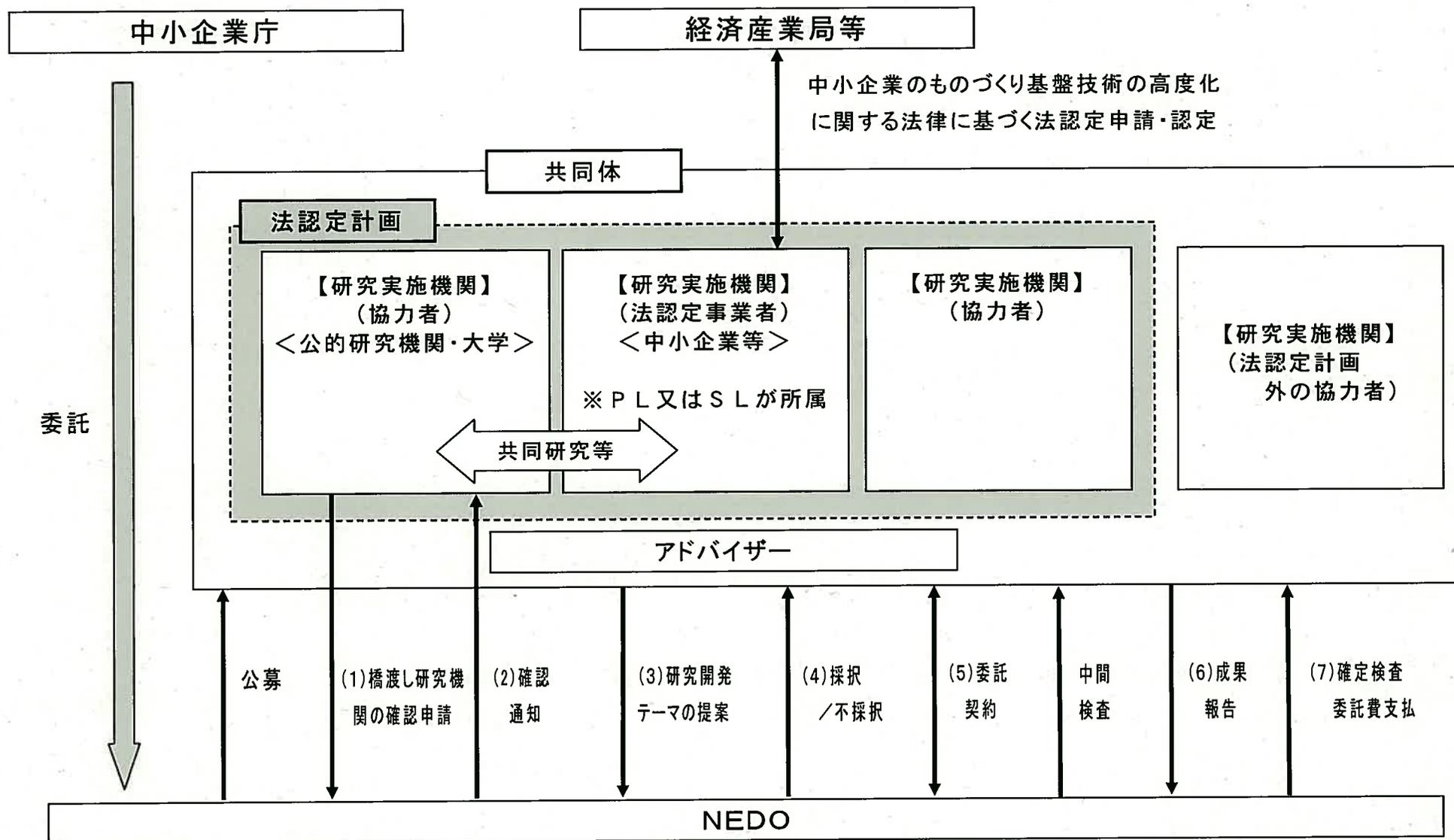
別記

法認定計画に係る相談窓口

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	担当する都道府県名
北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 TEL:011-709-5441	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL:022-221-4897	青森県、岩手県、宮城県 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 産業部 製造産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0307	茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、新潟県、長野県 山梨県、静岡県
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2724	愛知県、岐阜県、三重県 富山県、石川県
近畿経済産業局 地域経済部 ものづくり産業支援室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 合同庁舎第1号館 TEL:06-6966-6020	福井県、滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県、奈良県 和歌山県
中国経済産業局 地域経済部 次世代産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL:082-224-5680	鳥取県、島根県、岡山県 広島県、山口県
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8520	徳島県、香川県、愛媛県 高知県
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館 TEL:092-482-5464	福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL:098-866-1730	沖縄県

(別紙)

革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）の仕組み



Ⅲ. 確認申請の手続き等

1. 提出書類及び提出期限等について

「橋渡し研究機関」の要件に該当しているのか否かの確認を希望する公的研究機関及び大学は、本申請要領に従って提出書類を作成し、提出期限までに提出してください。

【提出書類】

- ① 平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業
（プロジェクト委託型）に係る「橋渡し研究機関」の確認申請書
・・・ 正本1部（片面印刷）
- ② 平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業
（プロジェクト委託型）に係る「橋渡し研究機関」の確認申請書
・・・ 写し10部（両面印刷）
- ③ 必要事項を記入した情報項目ファイル（「H27 サポイン橋渡し研究機関の情報項目ファイル【Excel】」をCD-Rに保存したもの）
- ④ 申請者宛先を明記した返送用封筒（82円分の切手を貼付のこと）

（申請書作成にあたっての注意事項について）

- ・ 申請書は、添付資料を含め、全てA4サイズとし、各部ごとに縦2穴パンチの上、正本は左上をダブルクリップでとめ、写し10部はそれぞれホッチキスで綴じてください（製本したりはしないでください）。
- ・ 申請書及び添付資料は日本語で作成してください。
- ・ その他、申請書作成にあたっての注意事項については、様式に総括的注意（青文字）として記載していますので、必ずご一読のうえ厳守願います。

（申請書などのダウンロードについて）

- ・ 本確認申請要領及び確認申請書はNEDOのホームページ（公募情報のページ）からダウンロードすることができます。
- ◎ 平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）に係る「橋渡し研究機関」の確認申請要領【PDF】
- ◎ 平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）に係る「橋渡し研究機関」の確認申請書【Word】
- ◎ H27 サポイン橋渡し研究機関の情報項目ファイル【Excel】

【提出期限】

**平成27年7月31日（金）正午までに
郵送あるいは特定信書便で到達したもの（必着）**

（送付にあたっての注意事項について）

- ・ 持参での受付は行いません。また、受付期間を過ぎて到着したものは、確認対象とはなりませんのでご注意ください。
- ・ 書類に不備等がある場合は原則として確認対象とはなりませんので、送付される前に、確認申請書の「橋渡し研究機関」の確認申請書提出時のチェックリストで書類に漏れや不足がないか確認をお願いします。
- ・ 申請書を受理した際には、申請書受理確認書を送付しますので、申請者の宛名を明記し82円分の切手を貼付した返送用封筒を申請書一式に併せて送付ください。

【送付先】

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

革新的ものづくり産業創出連携促進事業 申請窓口 宛

TEL：044-520-5175

※ 郵送の際には、封筒に「革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)橋渡し研究機関確認申請書在中」と朱書きしてください。

2. 申請書の受理及び申請書に不備があった場合について

- ・ 記載すべき事項が記載されていないなど、書類に不備がある場合は受理できません。

IV. その他

1. 提出された書類の取扱いについて

提出書類等は、確認のために使用します。提出物の返却はいたしません。

2. 申請情報の公表について

「橋渡し研究機関」の要件該当が確認された研究機関にあっては、申請者の機関名を公表します。

「橋渡し研究機関」の要件該当が確認されなかった場合は、申請者の機関名を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の機関名等を知らせることがあります。

3. 個人情報の取扱いについて

- ・ 提出物等により取得した個人情報は、「橋渡し研究機関」の要件該当の確認ならびに「橋渡し研究機関」の要件該当の確認申請及び革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）の公募に関する説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- ・ 「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- ・ N E D O が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- ・ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- ・ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

4. 事業に関する相談、問い合わせ先について

この公募内容に関する相談、問い合わせは、下記まで平日9:00~17:00の間にご連絡ください。

■確認申請に関する問い合わせは

NEDO 本部	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミュージア川崎セントラルタワー20階 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 イノベーション推進部 プラットフォームグループ 革新的ものづくり産業創出連携促進事業 申請窓口 TEL: 044-520-5175 FAX: 044-520-5178 メールアドレス: itakusapoin27@nedo.go.jp
------------	--

■確認申請に関する相談は

NEDO 本部	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミュージア川崎セントラルタワー20階 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 イノベーション推進部 プラットフォームグループ 革新的ものづくり産業創出連携促進事業 申請窓口 TEL: 044-520-5175 FAX: 044-520-5178 メールアドレス: itakusapoin27@nedo.go.jp
NEDO 関西支部	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3丁目3番10号(梅田ダイビル6階) 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部 事業管理部 TEL: 06-7670-2200

5. 公募説明会について

本事業に係る橋渡し研究機関の確認申請及び本事業の提案にあたっての手続きについて、公募説明会を行います。提案資格として出席を義務づけるものではありませんが、確認申請及び提案を予定される方は可能な限り出席してください。

なお、公募説明会の開催日時、会場、申込方法については、別途、NEDOのホームページでご案内させていただきますので、ホームページをご確認ください。

平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業

(プロジェクト委託型)

に係る「橋渡し研究機関」の確認申請書作成にあたって

総括的注意

- 注1. 申請書は、添付書類を含め、全てA4サイズとしてください。(機関案内等もA4サイズでない場合は、A4サイズにコピーしてください)
- 注2. 各部(正本1部、写し10部)ごとに、正本は左上をダブルクリップ、副本は左上をホッチキスで止めてください(製本しないでください)。また全てに縦二穴パンチ穴をあけてください。
- 注3. 申請書の項目を削除しないでください。(ただし、本ページ及び次ページ以降、青字イタリック体で記入されている申請書の注意事項及び記載例は、削除してください)
- 注4. 特に注意がない場合は、項目間の行間は、適宜変更してください。
- 注5. 記入に際しては、簡潔明瞭を旨とし、申請書のボリュームが大きくなるよう配慮してください。
- 注6. 申請書の作成にあたり記入上の注意(イタリック体部分)をよく読んでください。また、各項目の記入上のポイントにはアンダーラインを付けておりますので、これに沿って申請書を作成してください。
- 注7. 申請書の作成にあたり、申請要領を必ず確認してください。申請書の記入内容について注意事項があります。
- 注8. 正本1部は片面印刷とし、写し10部は両面印刷としてください。

(提出にあたって、本ページは削除してください)

(様式第1)

右記の番号は、貴機関内の文書番号がある場合のみ記入してください→ 番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

- ・ 代表者は貴機関の代表権のある方とします。
- ・ 大学が学部等の単位で申請される場合は、当該学部等の長を代表者とすることができます。
- ・ 代表者印を押印してください。

申請者 〒 住 所
名 称
代表者役職・氏名



平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）に係る
「橋渡し研究機関」の確認申請書

上記の件について、「橋渡し研究機関」の要件該当の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請要領の全ての記載事項について十分理解するとともに、「(2)『橋渡し研究機関』の確認申請の仕組みについて」の「①『橋渡し研究機関』の要件について」及び「⑥『橋渡し研究機関』の要件イ)」の取組状況の確認等及び虚偽等への対応について」の記載事項については従い、遵守いたします。

記

1 貴機関の名称

2 申請者の区分

国の研究機関、独立行政法人、
公設試験研究機関、大学

上記のいずれかを選択し、記載する。該当しないものは削除する。

3 (大学の場合、必要に応じて)「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を希望する
学部等

学部等名 :

当該学部等の責任者の役職 :

当該学部等の責任者氏名 :

- ・ 大学の場合のみ、学部等単位での確認申請が可能です。
- ・ 大学以外の申請者及び大学全体での確認申請をされる申請者は、「3 「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を希望する学部等」の欄は削除してください。

4 連絡先

担当者所属 :

役職・氏名 :

郵便番号、住所 :

電話番号 :

FAX番号 :

Eメールアドレス :

(提出にあたっては本ページは削除してください)

注1. この申請書(様式1)には、以下の書類を添付してください。

添付資料1 橋渡し研究機関としての活動計画

添付資料2 貴機関の組織図(貴機関全体の中で、「橋渡し研究機関」として確認を受けることを希望する組織の位置づけがわかるもの)

添付資料3 貴機関の年度計画や規程類等(添付資料1で説明した内容を確認できるもの)

添付資料4 共同研究先となる中小企業者等の情報

注2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4判としてください。

(添付資料2、3及び元の資料がA4版以外の大きさであれば、コピーしてA4版としてください。様式は問いません。)

注3. 添付資料2及び3について、複数枚ある場合には、それぞれ枝番をつけてください。

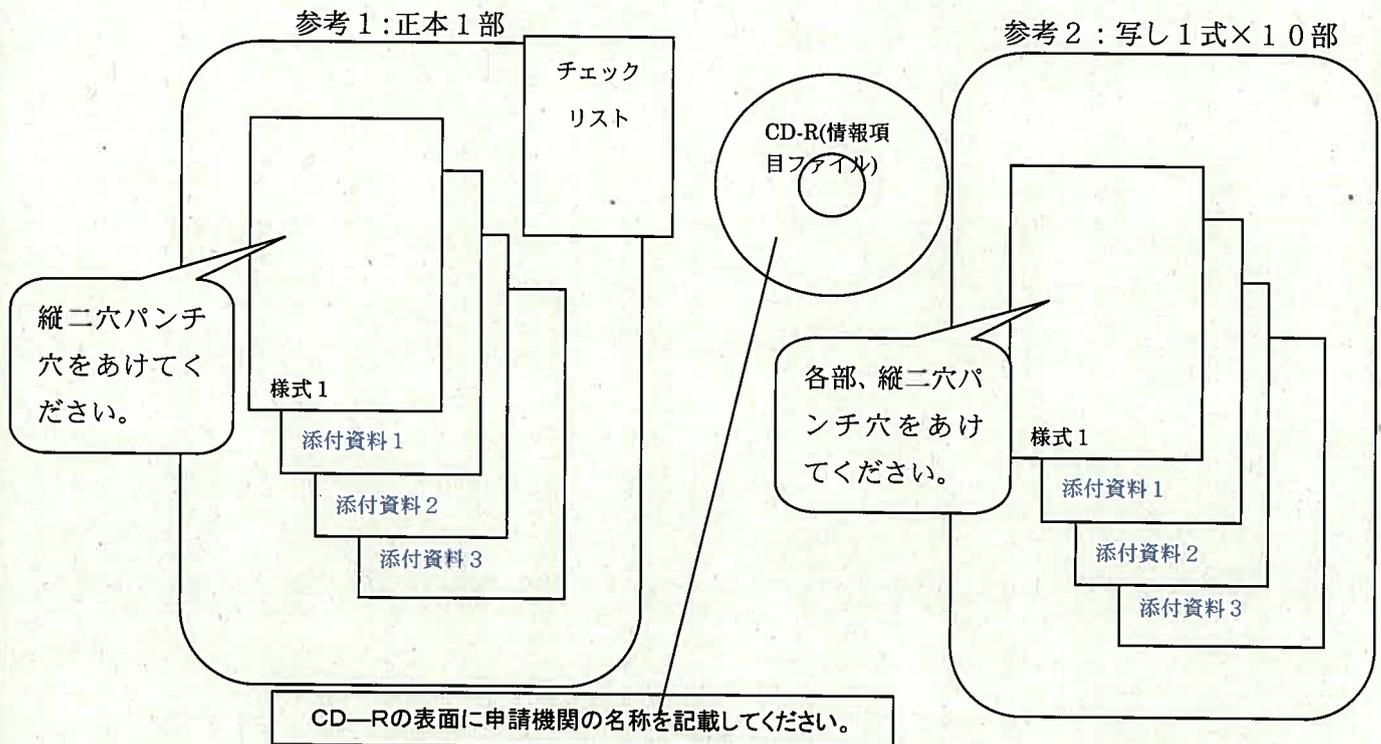
◇「橋渡し研究機関」の要件該当の確認申請書のとり方と提出方法について◇

「橋渡し研究機関」の要件該当の確認申請書(正本1部、片面印刷、左上ダブルクリップ)は下記参考1に従い、一式をとじてください。

また、参考2に従い、写し(両面印刷、左上ホッチキスどめ)1式を10部作成ください。

作成された正本1部、写し10部、チェックリスト、CD-R(情報項目ファイル)を一式としてNEDOに送付してください。

～「橋渡し研究機関」のの確認申請書のまとめ方～



(添付資料1)

橋渡し研究機関としての活動計画

1. 橋渡し機能（先進的・革新的技術シーズを事業化につなぐ機能）強化の仕組み
<input type="checkbox"/> 本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/> 本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定 ・橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけ、その旨を明記している現在の計画や今後の計画等について、その具体的内容を記入してください。
2. 民間企業からの資金受入の仕組み
<input type="checkbox"/> 本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/> 本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定 ・職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなど、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みや今後の計画について、その具体的内容を記入してください。
3. 産業界のニーズ把握とその組織内活動への反映の仕組み
<input type="checkbox"/> 本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/> 本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定 ・民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析するなど、産業界のニーズ等を把握し、これを所内の活動内容に反映するための仕組みや今後の計画について、その具体的内容を記入してください。
4. 技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組み
<input type="checkbox"/> 本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/> 本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定 ・貴組織以外の研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みや今後の計画について、その具体的内容を記入してください。
5. 知的財産権の活用促進の仕組み
<input type="checkbox"/> 本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/> 本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定 ・受託研究等によって生じる知的財産権の取扱についての検討体制と、契約書のひな形等の規程類の整備状況や今後の計画について、その具体的内容を記入してください。

※項目ごとに記載している二つのボックスのうち、当てはまる方に、チェック (☑) を入れてください。

※今後の計画として記載する場合には、項目ごとに、構築予定の仕組みについて記述するとともに、近い将来（概ね1年以内）の仕組み構築に向けたスケジュールや必要となる手続きを記述してください。

(添付資料4)

共同研究先となる中小企業者等の情報

○共同研究先1

中小企業者等の名称	共同研究先となる中小企業者等の名称を記載してください。
提案テーマ	中小企業者等がNEDOに提出する提案書に記載する「提案テーマ」に記載した内容を記載してください。

○共同研究先2

中小企業者等の名称	共同研究先となる中小企業者等の名称を記載してください。
提案テーマ	中小企業者等がNEDOに提出する提案書に記載する「提案テーマ」に記載した内容を記載してください。

○共同研究先3

中小企業者等の名称	共同研究先となる中小企業者等の名称を記載してください。
提案テーマ	中小企業者等がNEDOに提出する提案書に記載する「提案テーマ」に記載した内容を記載してください。

○共同研究先4

中小企業者等の名称	共同研究先となる中小企業者等の名称を記載してください。
提案テーマ	中小企業者等がNEDOに提出する提案書に記載する「提案テーマ」に記載した内容を記載してください。

～ 4件以上ある場合には、コピーして、追記してください。～

「橋渡し研究機関」の要件該当の確認申請時提出書類の確認(チェックリスト)

1. 「橋渡し研究機関」の要件該当の確認申請書(正)	□1部
<input type="checkbox"/> 1) 「橋渡し研究機関」の要件該当の確認申請書	(様式第1)
<input type="checkbox"/> 2) 橋渡し研究機関としての活動計画	(添付資料1)
<input type="checkbox"/> 3) 貴機関の組織図(貴機関全体の中で、「橋渡し研究機関」として確認を受けることを希望する組織の位置づけがわかるもの)	(添付資料2)
<input type="checkbox"/> 4) 貴機関の年度計画や規程類等(添付資料1で説明した内容を 確認できるもの)	(添付資料3)
2. 「橋渡し研究機関」の要件該当の確認申請書の写し	□10部
<input type="checkbox"/> 1) 「橋渡し研究機関」の要件該当の確認申請書	(様式第1)
<input type="checkbox"/> 2) 橋渡し研究機関としての活動計画	(添付資料1)
<input type="checkbox"/> 3) 貴機関の組織図(貴機関全体の中で、「橋渡し研究機関」として確認を受けることを希望する組織の位置づけがわかるもの)	(添付資料2)
<input type="checkbox"/> 4) 貴機関の年度計画や規程類等(添付資料1で説明した内容を 確認できるもの)	(添付資料3)
3. 共同研究先となる中小企業者等の情報	□1部
<input type="checkbox"/> 共同研究先となる中小企業者等の情報	(添付資料4)
4. 情報項目ファイル(CD-R)	□1枚
<input type="checkbox"/> 「H27 サポイン橋渡し研究機関の情報項目ファイル.xls」に必要事項を記入したもの(Excel ファイル)	
<input type="checkbox"/> CD-Rの表面に申請機関の名称を記載してください。	
5. その他	
<input type="checkbox"/> 返信用封筒(82円切手を貼付)	□1枚

申請書発送日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

「橋渡し研究機関」の要件への確認申請書受理確認書

受付番号 (NEDO 記入)： _____

申請者名称：(様式第1) 申請書の「1 貴機関の名称」を記入してください。

連絡先：(様式第1) 申請書の「4 連絡先」を記入してください。

受付者サイン
受付者サイン

「橋渡し研究機関」の要件への確認申請書受理確認書

申請者名称：(様式第1) 申請書の「1 貴機関の名称」を記入してください。

申請書発送日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

受付番号 (NEDO 記入)： _____

- ・提出書類に不足がないか、上記リストにて申請者自らチェックしてください。
チェックしたら□欄にチェック (☑) を記入してください。
- ・本紙はA4サイズ1枚に収まるようにしてください。
- ・ホッチキス等で綴じたり、製本等を行わないでください。